

お取引に関する注意事項

クレシオ株式会社が、商品を注文者へ販売する取引に関する注意事項を本書面に記載いたします。
注文者におかれましては、本書面の内容に同意のうえ、「ご登録フォーム」への入力をお願いいたします。
本取引にあたり、クレシオ株式会社は審査に必要な資料の提出や調査のご協力を注文者へお願いすることがあります。

－引渡し－

・クレシオ株式会社は、個別に定められた引渡期日に、商品を引渡場所に納品するものとし、引渡期日に商品の引渡ができないおそれが生じたときは、直ちにその旨を注文者に通知します。
・注文者は商品受領後、5日以内に商品の検査をします。
・商品の所有権は、引渡し完了時または代金支払い完了時にクレシオ株式会社から注文者に移転します。

－検査－

・注文者は、商品が引渡されたときは、遅滞なく受入検査を実施し、検査に合格したときは、クレシオ株式会社に対し検査合格の通知をします。
・検査により、品種、数量、品質について相違が発見されたときは、注文者は、ただちにその旨をクレシオ株式会社に通知し、併せてその処理について協議します。
・商品の引渡し後5日以内に、注文者が検査の可否通知をしないときは、納入日より5日後に検査合格されたものとみなします。

－返品－

クレシオ株式会社は、受入検査完了後の返品は受け付けないものとし、注文者はこれに同意します。

－履行不能の処理－

クレシオ株式会社及び注文者は、天災地変その他の事由により、取引履行不能の事態が発生し、またはそのおそれのある場合は、遅滞なく相手方に通知し、双方誠意をもって取引の履行に努めます。

－支払条件－

注文者は商品代金決済については、代金をクレシオ株式会社の指定する金融機関に送金して支払いを行い、振込手数料は注文者負担とします。

－品質保証－

・クレシオ株式会社は、注文者に引渡した商品が同社の指定する仕様に合致し、定められた品質、性能を具備することを保証します。
・クレシオ株式会社が注文者に引渡した商品に、受入検査では直ちに発見することができない不適合事案（数量の相違を除く）が発見されたときは、クレシオ株式会社は履行の追完、代替品の納入、その他注文者の求める措置を講ずるものとします。ただし、受入検査期間を経過したときは、その不適合事案の度合いに応じて、クレシオ株式会社及び注文者は協議の上、その対応を決定します。

－秘密保持－

クレシオ株式会社又は注文者は、本取引に関して知り得た情報を一切他に漏洩しません。

－第三者の権利侵害－

注文者が商品の販売を行うにあたり、第三者との間に紛争が生じた場合は、注文者の責任と負担においてこれを解決します。ただし、クレシオ株式会社は注文者からの要請により、その解決策に協力することを妨げません。

－期限の利益喪失－

注文者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、注文者は期限の利益を失い、未払債務全額を直ちにクレシオ株式会社に支払います。

- 1.本取引及びこれに基づく約定に違反したとき。
- 2.他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 3.破産、再生手続、会社整理、会社更生手続の申立てを受け、または自らこれらの申立てをしたとき。
- 4.自ら振出し、または引き受けた手形もしくは小切手につき不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき。
- 5.銀行取引停止処分を受けたとき。
- 6.相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき。
- 7.経営状態が悪化する等、相手方において取引を継続しがたい相当の事由があるとき。

－解除－

クレシオ株式会社又は注文者が本書面のいずれかの事由が生じたときには、相手方は何らの催告をすることなく直ちに本取引を解除し、また被った損害の賠償を請求することができます。

－反社会的勢力の排除－

本取引において、「反社会的勢力」とは、以下の者をさします。

- 1.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの関係団体もしくはこれらに準ずる者
- 2.無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けている団体または当該団体の構成員（もしくはこれらの者と取引のある者）
- 3.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく中止命令・再発防止命令を受けたことがある者
- 4.逮捕、拘留、または起訴され、かつ、逮捕状、拘留状、または起訴状に反社会的勢力である旨の記載がある者
- 5.反社会的勢力である疑いがあることを理由に金融機関の開設する口座が解約され、または金融機関からの融資が拒絶された者
- 6.日本証券業協会、全国銀行協会などの業界団体の作成する反社会的勢力データベースに登録されている者
- 7.その他上記に準じて公益を害する行為を行っていることが疑われる団体の構成員または関係者

・クレシオ株式会社および注文者は、本取引の存続期間中、自己および自己の役職員、ならびにその主要な出資者が反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力に属さないことを保証します。
・本取引後に、クレシオ株式会社または注文者が前項に違反していることが判明した場合または違反することになった場合は、相手方に事前に催告することなく、本取引および付随する取引を解除することができます。